

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応給付金事業	①物価高の影響を受けている町民を支援し、食料品等の購入に充てられるよう、1人につき一律5千円を世帯主へ給付する。 ②全町民への給付金及び事務費 ③総額:90,348千円 給付金:全町民16,700人×5,000円=83,500千円 事務費:6,848千円 事務費の内容:需用費(消耗品当)、役務費(郵送料等)、人件費、委託料として支出 ④全町民	R8.1	R8.4以降
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策水道事業会計補助(水道料金基本料金1期分減免)	①長期化する物価高騰に直面する住民等の生活支援のため、町水道事業会計に補助を行い、一般家庭及び事業者(官公署を除く)の水道料金の基本料金1期分の減免し、経済的負担の軽減を図る。 ②水道事業会計への補助金に充当 ③水道料金の免除に伴う料金収入減収相当額27,796千円(一般家庭及び事業者(官公署を除く)約7,400件分) ※154千円は町にて支出 ④水道事業会計	R7.4	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策下水道事業会計補助(下水道使用料基本料金1期分減免)	①長期化する物価高騰に直面する住民等の生活支援のため、町下水道事業会計に補助を行い、一般家庭及び事業者(官公署を除く)の下水道使用料の基本料金1期分の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ②下水道事業会計への繰出金に充当 ③下水道使用料の免除に伴う料金収入減収相当額11,155千円(一般家庭及び事業者(官公署を除く)約7,250件分)のうち、国R6補正分9,101千円 ※22千円は町にて支出 ④下水道事業会計	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策下水道事業会計補助(下水道使用料基本料金1期分減免)(予備費分)	①長期化する物価高騰に直面する住民等の生活支援のため、町下水道事業会計に補助を行い、一般家庭及び事業者(官公署を除く)の下水道使用料の基本料金1期分の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ②下水道事業会計への繰出金に充当 ③下水道使用料の免除に伴う料金収入減収相当額11,155千円(一般家庭及び事業者(官公署を除く)約7,250件分)のうち、国R7予備費分2,054千円 ④下水道事業会計	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材価格高騰対策事業	①米の価格高騰により、1食当たり(小学校21円、中学校26円)で値上げを予定されており、現在の単価で栄養バランスの取れた給食の提供が困難な大山崎町立の小中学校の給食に対して、高騰する米の価格の差額分の経費について、本交付金を充当することにより、単価を超える分の保護者負担を求めることなく、栄養バランスの取れた給食の提供を行う。 ②食材料費の増額分に対する経費 ③総額:1,411千円 ・小学校:945人×49食×21円=973千円 ・中学校(1・2年):259人×44食×26円=297千円 ・中学校(3年):129人×42食×26円=141千円 ④大山崎町立小中学校の児童等の保護者 対象施設:大山崎小学校、第二大山崎小学校、大山崎中学校 ※教職員の給食費を除く	R7.12	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	中学校給食物価高騰対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、本交付金を充当することにより、中学校給食の給食費1期分(1・2年生:6,272円、3年生:6,150円)を免除する。 ②中学校給食の給食費最終期別(第10期)分 ③総額:2,417千円 ・給食費(1・2年生):259人×6,272円=1,624千円 ・給食費(3年生):129人×6,150円=793千円 ④大山崎町立中学校の生徒の保護者 対象施設:大山崎中学校 ※教職員の給食費を除く	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策水道・下水道事業会計補助(水道・下水道使用料基本料金1期分減免)(予備費分)	①長期化する物価高騰に直面する住民等の生活支援のため、水道・下水道事業会計に補助を行い、一般家庭及び事業者(官公署を除く)の水道・下水道使用料の基本料金1期分の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ②水道・下水道事業会計への繰出金に充当 ③水道・下水道使用料の免除に伴う料金収入減収相当額39,600千円(一般家庭及び事業者(官公署を除く)水道で約7,501件、下水で約7,371分)のうち、国R7予備費分285千円 ※80千円は町にて支出 ④水道・下水道事業会計	R8.1	R8.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策水道・下水道事業会計補助(水道・下水道使用料基本料金1期分減免)(R7補正分)	①長期化する物価高騰に直面する住民等の生活支援のため、水道・下水道事業会計に補助を行い、一般家庭及び事業者(官公署を除く)の水道・下水道使用料の基本料金1期分の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ②水道・下水道事業会計への繰出金に充当 ③水道・下水道使用料の免除に伴う料金収入減収相当額39,600千円(一般家庭及び事業者(官公署を除く)水道で約7,501件、下水で約7,371件分)のうち、国R7補正分39,238千円 ※80千円は町にて支出 ④水道・下水道事業会計	R8.1	R8.4以降
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食物価高騰対策事業(R7補正分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、町立小学校に対し、小学校給食の給食費1期分相当額(1人当たり5,200円)の補助を行う。 ②町立小学校の給食費最終期別分相当額の補助金 ③総額:4,888千円 ・給食費(大山崎小学校):597人×5,200円=3,104千円 ・給食費(第二大山崎小学校):343人×5,200円=1,784千円 ④大山崎町立小学校の児童の保護者 対象施設:大山崎小学校、第二大山崎小学校 ※教職員の給食費を除く	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	子ども食堂への支援事業	①長期化する物価高騰を受け、子育て世帯への食事支援を行う団体の安定的・継続的な運営を維持・継続できるように、支援を行う。 ②交付申請を提出した子育て世帯への食事支援を行う団体への補助金 ③一回5,000円×20回分=100,000円 ④子育て世帯に食事支援をしている団体	R7.4	R8.4以降
11	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食無償化事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、本交付金を充当することにより、中学校給食の給食費1年分を免除する。 ②中学校給食の給食費1年分 ③総額: 27,261千円 ・給食費(1年生): 407円×143人×166回=9,662千円 ・給食費(2年生): 407円×128人×165回=8,596千円 ・給食費(3年生): 407円×140人×158回=9,003千円 ④大山崎町立中学校の生徒の保護者 対象施設: 大山崎中学校 ※教職員の給食費を除く	R8.1	R8.4以降